

新型コロナウイルス感染予防に関する利用者の皆様へのお願い

2月14日付「新型コロナウイルスに対する感染予防と健康管理の徹底についてのご案内」にて、報道関係各位及び当協会HP上にて、当協会の会員事業者への当該内容における周知内容をお知らせいたしました。この度、追加事項として、以下の「**車内換気に関するご協力**」をご利用者の皆様へお知らせすると共に、ご不便をお掛けいたしますがご理解をいただきたく、ご案内をさせていただきます。

◆会員への周知内容とご利用者の皆様へ

- 乗務員のマスク着用、石鹸による手洗い及び消毒液による皮膚の洗浄、うがいの励行を徹底する。
- 咳をする場合には、口や鼻をティッシュなどで覆う等の「咳エチケット」を厳守する。
- 乗客が降車した後の車内換気とシートベルト、タブレット端末等、乗客が触れた可能性のある車内設備の消毒液による殺菌に努める。
- 乗務員の出庫及び帰庫点呼時における検温等による健康調査を実施する。
- 発熱、悪寒、咳、くしゃみ、喀痰、関節痛、倦怠感等の自覚症状を有する従業員（乗務員に限らず）に対する医師の診察とその結果の確認を行う。
- ご利用時においてもタクシー車両の窓を開け、車内換気における感染予防をさせていただくことがあります。なお、体調不良等により窓の開放を希望されない場合は乗務員へお申しつけください。何とぞご協力の程宜しくお願い申し上げます。